

支給対象経費

高年齢者活用促進措置の内容	支給対象経費
(1) 機械設備の導入等	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ㊧ 高年齢者に対する、新たな機械設備等に必要な知識・技能を習得させるための講習経費 ㊨ 機械設備の賃借料 ㊩ 専門家、コンサルタントとの相談経費(※) ㊪ その他雇用の機会の増大のために必要と認められる経費
(2) 雇用管理制度の導入等	<p>専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費(※)</p>

(※) 専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費は、各措置につき30万円を上限とします。

【雇用管理制度の導入による、みなし費用】

上記「(2) 雇用管理制度の導入等」の措置の実施に要した経費(専門家委託費等)がある場合は、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなします。

(注) 本取扱いは、企業単位で1回限りとなります。また、過去に高年齢者雇用安定助成金のうち健康管理制度の導入により助成金の支給を受けた事業主は、既に本取扱いを受けたものとみなします。